

(議員報告資料)

令和 5 年 8 月 2 9 日
子ども若者はぐくみ局

京都市はぐくみ推進審議会
令和 5 年度支援を必要とする子どものための部会の開催について

本市では、妊娠前から妊娠出産までの方とその家庭、乳幼児から若者までとその家族を対象とした「切れ目ない支援」の推進に当たって、検討すべき課題について横断的に議論することを目的に、事業主・労働者代表、子ども・子育て支援事業の従事者、若者支援事業の従事者、有識者、市民公募委員等からなる「京都市はぐくみ推進審議会」を設置しております。

この度、京都市はぐくみ推進審議会に設置した、支援を必要とする子どものための部会を令和 5 年 8 月 3 0 日（水）に実施いたしますので、御報告いたします。

お手数ですが、御不明な点等がございましたら、以下の問合せ先まで御連絡いただければ幸いです。

○審議案件

第 3 期障害児福祉計画について

○会議資料

- 資料 1 委員名簿
- 資料 2 京都市はぐくみ推進審議会条例・施行規則・運営要綱
- 資料 3 障害児福祉計画の経過等について
- 資料 4 障害児福祉計画に係る国指針について
- 資料 5 第 3 期障害児福祉計画体系案について
- 資料 6 第 3 期障害児福祉計画見直し（案）について
- 資料 7 放課後の過ごし方等に関する調査の実施について

<問合せ先>

子ども若者未来部子育て支援担当部長

平野 徹 7 4 6 - 7 6 0 1

京都市はぐくみ推進審議会
令和５年度「支援を必要とする子どものための部会」

次 第

令和５年８月３０日（水）
午後５時３０分から
子ども若者はぐくみ局会議室

１ 本市挨拶

２ 部会員及び事務局の紹介等

(１) 部会員及び事務局の紹介

資料１	委員名簿
資料２	京都市はぐくみ推進審議会条例・施行規則・運営要綱

(２) 部会長挨拶

３ 議題

(１) 第３期障害児福祉計画について

資料３	障害児福祉計画の経過等について
資料４	障害児福祉計画に係る国指針について
資料５	第３期障害児福祉計画体系案について
資料６	第３期障害児福祉計画見直し（案）について
資料７	放課後の過ごし方等に関する調査の実施について

(２) その他

京都市はぐくみ推進審議会
支援を必要とする子どものための部会 委員名簿

<委員> 9名

(敬称略・順不同)

氏名	団体・役職名等
石塚 かおる	京都児童養護施設長会 会長
岡 美智子	京都障害児者親の会協議会 副会長
小谷 裕実	京都教育大学 教授
田中 直希	市民公募委員 (大学生)
渋谷 千鶴	京都知的障害者福祉施設協議会 児童発達支援部会長
芹澤 出	京都母子生活支援施設協議会 会長
土江田 雅史	公認会計士
増田 正昭	京都市里親会 会長
石田 光	京都市民生児童委員連盟 理事

京都市はぐくみ推進審議会条例

(設置)

第1条 子ども及び若者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項並びに当該施策の実施の状況に関する事項について、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるための機関として、並びに次に掲げる規定に規定する合議制の機関として、京都市はぐくみ推進審議会（以下「はぐくみ審議会」という。）を置く。

- (1) 児童福祉法第8条第3項
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条

- (3) 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第77条第1項

(組織)

第2条 はぐくみ審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 若者の支援に関する事業に従事する者
- (7) 若者の支援に関し学識経験のある者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認めるもの

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 はぐくみ審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、はぐくみ審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(特別委員)

第5条 はぐくみ審議会に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 第2条第2項の規定は、特別委員について準用する。
- 3 特別委員は、特別の事項に関する調査又は審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(招集及び議事)

第6条 はぐくみ審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときははぐくみ審議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 はぐくみ審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 はぐくみ審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 特別の事項について会議を開き、議決を行うときは、前2項の規定の適用については、当該事項に係る特別委員は、委員とみなす。

(児童福祉分科会)

第7条 はぐくみ審議会に、児童福祉に関する事項を調査し、及び審議させるため、児童福祉分科会を置く。

- 2 児童福祉分科会は、会長が指名する委員及び特別委員をもって組織する。
- 3 はぐくみ審議会は、その定めるところにより、児童福祉分科会の決議をもつ

てはぐくみ審議会の決議とすることができる。

(部会)

第8条 はぐくみ審議会及び児童福祉分科会は、専門の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び特別委員をもって組織する。

3 部会は、他の部会と共同して会議を開くことができる。

4 はぐくみ審議会は、その定めるところにより、部会又は複数の部会が共同して開いた会議の決議をもってはぐくみ審議会の決議とすることができる。

(秘密を守る義務)

第9条 委員（特別委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、はぐくみ審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 京都市青少年活動推進協議会条例

(2) 京都市子ども・子育て会議条例

(委員の任期の特例)

3 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間に市長が委嘱した委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

京都市はぐくみ推進審議会条例施行規則

(分科会長)

第1条 京都市はぐくみ推進審議会（以下「はぐくみ審議会」という。）の児童福祉分科会（以下「分科会」という。）に分科会長を置く。

- 2 分科会長は、分科会に属する委員及び特別委員（以下「分科会員」という。）のうちから、会長が指名する。
- 3 分科会長は、分科会の事務を掌理する。
- 4 分科会長に事故があるときは、あらかじめ分科会長の指名する分科会員がその職務を代理する。

(分科会の招集及び議事)

第2条 分科会は、分科会長が招集する。ただし、分科会長及びその職務を代理する者が在任しないときの分科会は、会長が招集する。

- 2 分科会長は、会議の議長となる。
- 3 分科会は、分科会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 分科会の議事は、出席した分科会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 分科会長は、分科会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果をはぐくみ審議会に報告しなければならない。

(部会長)

第3条 はぐくみ審議会及び分科会の部会ごとに部会長を置く。

- 2 部会長は、その部会に属する委員及び特別委員（以下「部会員」という。）のうちから、会長が指名する。
- 3 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第4条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果をはぐくみ審議会に報告しなければならない。

(共同部会長)

第5条 京都市はぐくみ推進審議会条例第8条第3項の規定により共同して会議を開く複数の部会により構成される合議体（以下「共同部会」という。）ごとに共同部会長を置く。

2 共同部会長は、その共同部会に属する委員及び特別委員（以下「共同部会員」という。）のうちから、会長が指名する。

3 共同部会長は、その共同部会の事務を掌理する。

4 共同部会長に事故があるときは、あらかじめ共同部会長の指名する共同部会員がその職務を代理する。

(共同部会の招集及び議事)

第6条 共同部会は、共同部会長が招集する。ただし、共同部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの共同部会は、会長が招集する。

2 共同部会長は、会議の議長となる。

3 共同部会は、共同部会員の4分の1以上が出席し、かつ、その共同部会を構成する各部会の部会員がそれぞれ一人出席しなければ、会議を開くことができない。

4 共同部会の議事は、出席した共同部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 共同部会長は、共同部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果をはぐくみ審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 はぐくみ審議会の庶務は、子ども若者はぐくみ局において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、はぐくみ審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 京都市青少年活動推進協議会条例施行規則

(2) 京都市子ども・子育て会議条例施行規則

京都市はぐくみ推進審議会運営要綱

(会議の招集)

第1条 会長は、京都市はぐくみ推進審議会（以下「審議会」という。）の会議を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所及び議題を委員及び特別委員に通知するものとする。

(部会の設置)

第2条 京都市はぐくみ推進審議会条例（以下「条例」という。）第8条第1項に規定する部会の設置は、会長が副会長と協議のうえ、決定するものとする。

2 会長は、前項の規定により部会を設置したときは、審議会に報告しなければならない。

(委員及び特別委員の除斥)

第3条 委員又は特別委員は、自己が次の各号のいずれかに該当するとき、又は父母、祖父母、配偶者、子若しくは兄弟姉妹が次の1号に該当するときは、その議事に加わるができない。

- (1) 現に、従事する業務に直接の利害関係のあるとき。
- (2) 過去において、従事した業務に直接の利害関係のあるとき

(会議の非公開の決定)

第4条 会議において京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報を扱うときには、会長は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定する。

(傍聴人)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。

(4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

2 会長は、前項を遵守しない傍聴人に退場を命ずることができる。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

2 第1条、第3条から第5条及び前項の規定は、条例第7条第1項に規定する児童福祉分科会の運営について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「児童福祉分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

3 第1条、第3条から第5条及び第1項の規定は、条例第8条第1項に規定する部会の運営について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

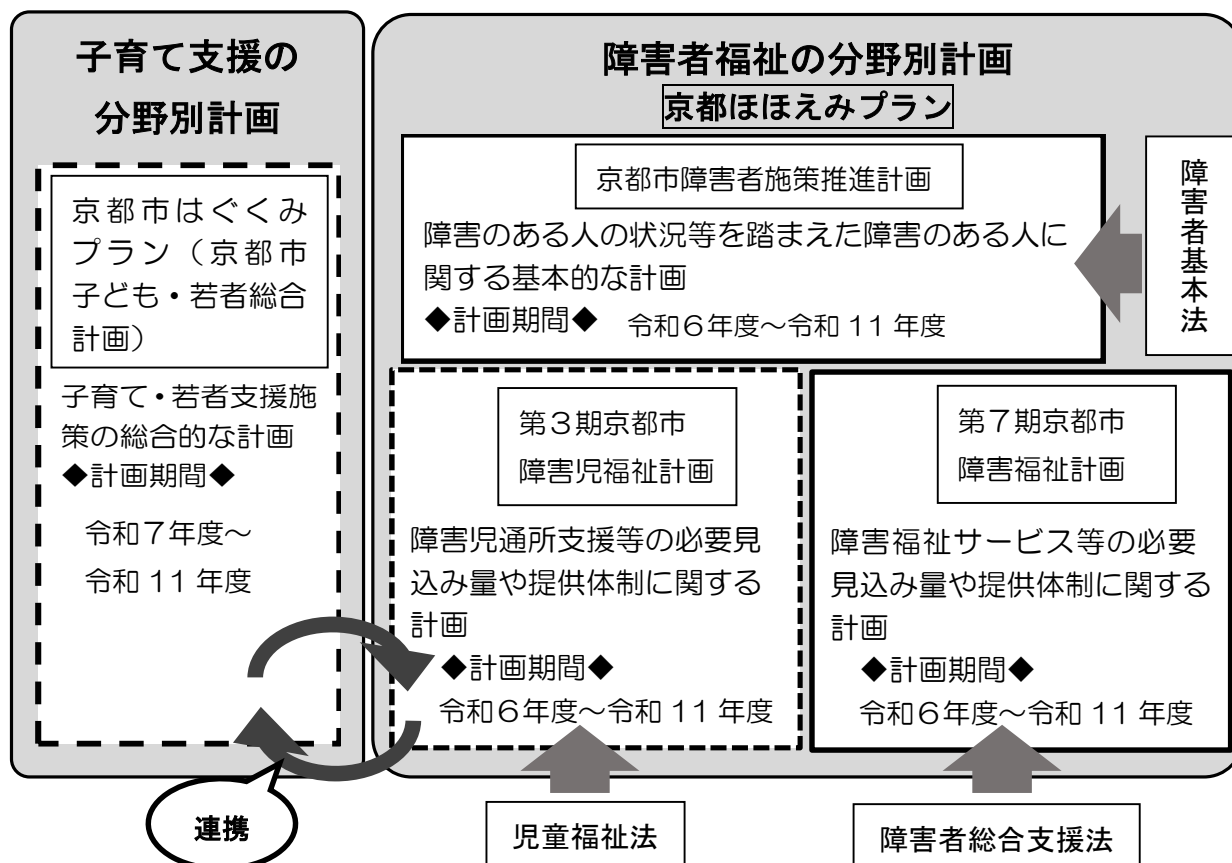
4 第1条、第3条から第5条及び第1項の規定は、条例第8条第3項に規定する他の部会と共同して会議を開く場合の運営について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「共同部会」と、「会長」とあるのは「共同部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月17日から施行する。

京都市障害児福祉計画の経過等について

1 各種計画の位置づけについて



2 これまでの経過について

【平成 29 年度】

第 1 期障害児福祉計画の策定 (計画期間：平成 30 年度～令和 2 年度)

児童に係る調査が十分でなかったため、重症心身障害児や医療的ケア児への支援、サービスの必要量の見込みについては平成 30 年度以降により詳細な実態把握を行ったうえで検討することとした。

【平成 30 年度】

第 1 期障害児福祉計画の見直し

「障害のある児童に係る実態把握」を実施し、調査結果を踏まえ、計画の見直しを実施。サービスの必要量の見込みについては、京都市子はぐくみプラン (子ども・若者総合計画) との関係から、令和 8 年度まで設定

【令和元年度】

京都市はぐくみプラン（子ども・若者総合計画）の策定（計画期間：令和2年度～6年度）

京都市子どもはぐくみプラン（子ども・若者総合計画）の策定にあたり、「障害のある子どもへの支援」として、障害児福祉計画に記載する内容を盛り込み、必要な見直しを実施

【令和2年度】

第2期障害児福祉計画の策定

国の指針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）の見直しを踏まえ、必要な見直しを実施

3 今後の予定について

【令和5年度】

第3期障害児福祉計画の策定（計画期間：令和6年度～令和11年度）

国の指針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）の見直しを踏まえ、必要な見直しの実施

【令和6年度以降】

京都市はぐくみプラン（子ども・若者総合計画）の策定（計画期間：令和7年度～令和11年度）

京都市子どもはぐくみプラン（子ども・若者総合計画）の策定にあたり、「障害のある子どもへの支援」として、障害児福祉計画に記載する内容を盛り込み、必要な見直しを実施

（参考資料）各計画に関するスケジュール参照

各計画に関するスケジュール

障害者施策推進計画

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11年度
障害児福祉計画	計画期間（3年）			計画期間（3年）			計画期間（6年）					
	←			←			←					→
			検討			検討						検討
※京都市はぐくみプラン策定時に行う調査を基に数値一部修正												
障害福祉計画	計画期間（3年）			計画期間（3年）			計画期間（6年）					
	←			←			←					→
			検討			検討						検討
京都市はぐくみプラン			計画期間（5年）				計画期間（5年）					
			←				←					→
	調査	検討				調査	検討				調査	検討

障企発 0519 第 1 号
こ支障発 第 14 号

令和 5 年 5 月 19 日

各都道府県障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
こども家庭庁支援局障害児支援課長
（ 公 印 省 略 ）

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について（通知）

日頃より障害保健福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本日付けで、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示（令和 5 年こども家庭庁・厚生労働省告示第 1 号）が告示されました。その内容については、別添のとおりですので、御了知の上、管内市町村等に対して周知徹底を図るとともに、第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画の作成に当たり御配慮いただくよう、よろしくお願い申し上げます。なお、障害福祉サービスデータベースについては、「障害福祉サービスデータベース本格運用の開始について」（令和 5 年 3 月 29 日事務連絡）も適宜御参照ください。

今後、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の取扱いについて、状況の変化に伴いさらに通知すべき事項が生じた場合には、改めてお示しします。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について（概要）

1 告示の趣旨

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号。以下「基本指針」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 87 条第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 19 第 1 項の規定に基づき、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針を定めるものである。

現行の基本指針は、市町村及び都道府県が令和 3 年度から令和 5 年度までの第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めている。

今般、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が令和 6 年度から令和 8 年度までの第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めるため、基本指針について必要な改正を行ったものである。

2 主な改正内容

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・ 重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応
 - ・ 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実
 - ・ 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
 - ・ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
 - ・ グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・ 精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性
 - ・ 都道府県は、医療計画との整合性に留意した計画の策定
- ③福祉施設から一般就労への移行等
 - ・ 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
 - ・ 就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定
 - ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応

- ・地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- ・地域におけるインクルージョンの推進
- ・都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定
- ・都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定
- ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定
- ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
- ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
- ・強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

⑥地域における相談支援体制の充実・強化

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- ・地域づくりに向けた協議会の活性化

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

⑧地域共生社会の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
- ・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設

- 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
 - 障害福祉 DB の活用等による計画策定の推進
 - 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
- ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
 - 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
 - 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
 - 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
- ⑭その他：地方分権提案に対する対応
 - 計画期間の柔軟化
 - サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

3 適用期日

令和 6 年 4 月 1 日

第3期障害児福祉計画体系案

資料5

第2期 障害児福祉計画 体系

早期発見・早期支援

- 51 関係機関との連携による早期発見・早期支援
- 52 身近な地域で支援等を利用しやすい仕組みづくりの推進

特性や状況に応じた支援の提供

- 53 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討
- 54 様々な障害や特性に応じた支援体制の充実

相談・支援・連携体制の強化

- 55 障害児相談支援の充実
- 56 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討（再掲）
- 57 教育と福祉の連携による切れ目のない取組の推進
- 58 京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」と連携した取組の推進

一人一人のニーズに応じた教育の推進

- 59 インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援
- 60 一人一人のニーズに応じた教育の実施

第3期 障害児福祉計画 体系（案）

※国の指針（障害福祉サービス等障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）等を踏まえ改定

早期発見・早期支援

- 51 関係機関との連携による早期発見・早期支援
- 52 身近な地域で支援等を利用しやすい仕組みづくりの推進

特性や状況に応じた支援の提供

- 53 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討
- 54 様々な障害や特性に応じた支援体制の充実

今回追加 55 障害児入所支援におけるきめ細やかな支援の実施

相談・支援・連携体制の強化

今回追加 56 児童発達支援センターの中核機能の強化

- 57 障害児相談支援の充実
- 58 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討（再掲）
- 59 教育と福祉の連携による切れ目のない取組の推進
- 60 京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」と連携した取組の推進

今回追加 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

今回追加 61 インクルージョンの推進による地域の体制づくり

今回追加 62 子育て支援における後方支援としての支援

一人一人のニーズに応じた教育の推進

- 63 インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援
- 64 一人一人のニーズに応じた教育の実施

第3期障害児福祉計画見直し（案）について

資料6

改正前	改正後
第2期障害児福祉計画	第3期障害児福祉計画（案）
施策目標5 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実 ＜現状と方向性＞ ○ 発達障害に関する社会的認知の広がりにより、これまで障害があると思われていなかった人やことばの遅れ等を心配する保護者からの相談が増えてきており、身近な地域で必要な支援を受ける体制づくりが求められています。 また、発達の遅れや特性に対する早期発見・早期支援を行うために、健診、検査、療育、診断等それぞれの役割を担う関係機関の更なる連携が必要です。 ○ 重度の肢体不自由と知的障害が重複した状態にある子ども（以下「重症心身障害児」という。）や喀痰吸引等の医療的ケアが必要な子ども（以下「医療的ケア児」という。）が安心して適切なサービスが受けられるよう、重症心身障害児を受け入れる放課後等デイサービスや児童発達支援の設置促進はもとより、福祉・保健・医療・教	施策目標5 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実 ＜現状と方向性＞ ○ 平成30年度から令和4年度にかけて、本市における障害児通所支援の支給決定者数は約30%増、費用額は約45%増となり、サービスの供給が進んでいます。 これは、近年の発達障害の認知の社会的広がりにより、従来は育てにくさ・生きづらさを抱えながらも障害として認知されず、発達支援につながってこなかった子どもたちが、幼少期の間に発達支援につながるようになってきたともされています。 今後は、身近な地域で質の高い支援を受けることができるよう取組を推進していくことが求められています。 加えて、発達の遅れや特性に対する早期発見・早期支援を行うために、健診、検査、療育、診断等それぞれの役割を担う関係機関の更なる連携が必要です。 ○ 重度の肢体不自由と知的障害が重複した状態にある子ども（以下「重症心身障害児」という。）や喀痰吸引等の医療的ケアが必要な子ども（以下「医療的ケア児」という。）が安心して適切なサービスが受けられるよう、重症心身障害児を受け入れる放課後等デイサービスや児童発達支援の設置促進はもとより、福祉・保健・医療・教

改正前	改正後
育等の関係者が連携し、医療的ケア児に必要なサービス利用に繋げていく支援の仕組みづくりが必要です。 ○ 本市の子育て支援施策の総合的な計画である「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」に掲げる施策を着実に推進することはもちろん、両プランが連携して取組を推進していく必要があります。 ○ 障害のある子どももない子どもと共に集団生活の中で社会への適応能力を身につけることが大切です。 住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、身近な地域で、必要な時に、子どもの成長に応じた相談と適切な福祉施策や教育が受けられる体制づくりが必要です。	育等の関係者が連携し、医療的ケア児に必要なサービス利用に繋げていく支援の仕組みづくりが必要です。 中でも、医療的ケア児に関しては、医療技術の進歩に伴い、医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化しており、医療的ケア児及びその家族に対する支援を推進するため、令和３年９月の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、地方公共団体は、自主的かつ主体的に医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する旨の責務が定められています。 これを受け、本市としては、医療的ケア児等地域支援コーディネート事業をモデル的に実施するなど、一層の支援体制の充実を進めています。 ○ 本市の子育て支援施策の総合的な計画である「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」に掲げる施策を着実に推進することはもちろん、両プランが連携して取組を推進していく必要があります。 ○ 令和５年４月１日、こども基本法が策定されるとともに、こども家庭庁が発足し、社会全体でこどもや若者に関する「こども施策」の取組を総合的に進めております。 こども基本法の理念の１つに、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」とあり、「こどもの人生にとって最も善いことは何か」を考慮し、取組を進めていく必要があります。

改正前	改正後
○ 障害のある子どももいない子どもも共に学ぶインクルーシブ教育の理念に基づき、子どもや保護者の願いと教育的ニーズに応じた就学相談の実施や、障害の多様化や重度・重複化を踏まえた連続性のある多様なまなびの場の設置と指導・支援が求められています。 早期発見・早期支援 51 関係機関との連携による早期発見・早期支援 子どもの発達の遅れや特性を早期に発見し、保護者からの相談に応じながら適切な支援につないでいけるよう、各区役所・支所の子どもはぐくみ室や児童福祉センターにおける取組を推進し、児童発達支援センターをはじめとする関係機関との連携を強化します。 52 身近な地域で支援等を利用しやすい仕組みづくりの推進 特性や状況に応じた支援を早期に受けることができるよう、児	具体的には、障害のある子どももいない子どもも共に集団生活の中で社会への適応能力を身につけるため、社会の様々な場面で、障害の状態や特性に応じた合理的配慮の提供を進めるとともに、身近な地域で、必要な時に、子どもの成長に応じた相談と適切な福祉施策や教育が受けられる体制づくりや、保育所等の一般施策での障害児への支援力を向上させて子育て支援施策全体の中でも障害のある子どもへの支援を進め、インクルージョン（地域社会への参加・包容）を推進していくことが重要です。 ○ 障害のある子どももいない子どもも共に学ぶインクルーシブ教育の理念に基づき、子どもや保護者の願いと教育的ニーズに応じた就学相談の実施や、障害の多様化や重度・重複化を踏まえた連続性のある多様なまなびの場の設置と指導・支援が求められています。 早期発見・早期支援 51 関係機関との連携による早期発見・早期支援 子どもの発達の遅れや特性を早期に発見し、保護者からの相談に応じながら適切な支援につないでいけるよう、各区役所・支所の子どもはぐくみ室や児童福祉センターにおける取組を推進し、児童発達支援センターをはじめとする関係機関との連携を強化します。 52 身近な地域で支援等を利用しやすい仕組みづくりの推進 特性や状況に応じた支援を早期に受けることができるよう、二

改正前	改正後
童発達支援事業所の設置や保育所等訪問支援の利用促進等、身近な地域で利用しやすい仕組みづくりを推進します。 また、障害児入所施設についても、地域において、虐待を受けた児童の対応を含め、果たすべき役割の検討を進めるとともに、入所している児童が 18 歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、適切な時期に必要な協議が行われる体制整備に努めます。 特性や状況に応じた支援の提供 53 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討 医療的ケア児等コーディネーターの役割をはじめ、医療的ケア児が必要とする支援の提供に繋がる仕組みづくりについて、福祉・保健・医療・教育等の関係者による協議の場において、検討します。 重症心身障害児等が安心して通所できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの設置促進をはじめ、居宅訪問型児童発達支援の実施検討や、技術習得にかかる職員研修の受講促進に努めます。 また、保育園や学童クラブ事業等における医療的ケア児への支援に引き続き取り組むとともに、学校における医療的ケアの安全な実施体制の構築・充実を図ります。 54 様々な障害や特性に応じた支援体制の充実 ことばやコミュニケーションに課題のある子どもはもとより、	ーズに応じた児童発達支援事業所の設置や保育所等訪問支援の利用促進、児童発達支援センターにおける「気づき」の段階での相談等、身近な地域で利用しやすい仕組みづくりを推進します。 特性や状況に応じた支援の提供 53 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討 京都府が医療的ケア児等に対する総合的な支援を行うために設置する医療的ケア児支援センター等の関係機関と連携し、医療的ケア児等地域支援コーディネーターを配置することで、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行い、地域で医療的ケア児等を支援する体制を構築します。 重症心身障害児等が安心して通所できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの設置促進をはじめ、居宅訪問型児童発達支援の実施検討や、技術習得にかかる職員研修の受講促進に努めます。 また、保育園や学童クラブ事業等における医療的ケア児への支援に引き続き取り組むとともに、学校における医療的ケアの安全な実施体制の構築・充実を図ります。 54 様々な障害や特性に応じた支援体制の充実 ことばやコミュニケーションに課題のある子どもはもとより、

改正前	改正後
発達障害、高次脳機能障害、行動障害等の様々な障害や特性のある子どもが、適切な支援を受けられるよう、支援体制の充実を図ります。 とりわけ、難聴児の支援に当たっては、主に難聴児の支援を行う児童発達支援センター「うさぎ園」を中核として、関係機関との連携を進めることにより、難聴児及びその家族への切れ目のない支援に取り組めます。 また、厳正かつ丁寧な監査の実施や事業所向けの研修の充実により、支援の質の向上を図ります。	発達障害、高次脳機能障害、行動障害等の様々な障害や特性のある子どもが、適切な支援を受けられるよう、支援体制の充実を図ります。 とりわけ、難聴児の支援に当たっては、主に難聴児の支援を行う児童発達支援センター「うさぎ園」を中核として、関係機関との連携を進めることにより、難聴児及びその家族への切れ目のない支援に取り組めます。 また、厳正かつ丁寧な監査の実施や事業所向けの研修の充実により、支援の質の向上を図ります。 なお、京都府が難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保に向けて整備を進めており、難聴児とその家族等に対する支援に関する課題などの情報共有や更なる支援の充実を行います。 55 障害児入所支援におけるきめ細やかな支援の実施 障害児入所施設においては、虐待を受けた障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うとともに、虐待防止研修や虐待防止委員会の設置、担当者の配置等といった被措置児童等虐待防止の取組を行います。 とりわけ、入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、関係機関と連携し、必要な協議の場を設け、移行に向けた調整を行います。

改正前	改正後
56 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討（再掲） 57 教育と福祉の連携による切れ目のない取組の推進 幼稚園、保育園、認定こども園等と児童発達支援センター等との連携や、放課後等デイサービス、タイムケア事業所と児童館、学校との連携等、就学前・就学後を通じて関係機関の連携が図られるよう、仕組みづくりを行います。 障害のある子どもが、集団生活を通じて社会で生活する力等を身につけられるよう、引き続き、幼稚園、保育園、認定こども園等において受入れを推進するとともに、放課後や長期休業中も安心して過ごせるよう、児童館、学童保育所、放課後まなび教室等における支援の充実を図り、地域の中での子どもの居場所づくりや療育を推進します。また、障害のある子どもを育てる保護者への支援にも取り組みます。 58 「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」と連携した取組の推進 妊娠前から子ども・若者まで「切れ目のない支援」を一体的・総合的に進めていくため、「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」に掲げるすべての施策を着実に推進します。また、子育て中の保護者、子ども・子育て支援や若者支援に関する事業の従事者、学識経験者等で構成する「京都市はぐくみ推進審議会」において本計画の進捗状況を報告し、意見を求めるなど、両プランが連携した取組を推進していきます。	58 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討（再掲） 59 教育と福祉の連携による切れ目のない取組の推進 幼稚園、保育園、認定こども園等と児童発達支援センター等との連携や、放課後等デイサービス、タイムケア事業所と児童館、学校との連携等、就学前・就学後を通じて関係機関の連携が図られるよう、仕組みづくりを行います。 障害のある子どもが、集団生活を通じて社会で生活する力等を身につけられるよう、引き続き、幼稚園、保育園、認定こども園等において受入れを推進するとともに、放課後や長期休業中も安心して過ごせるよう、児童館、学童保育所、放課後まなび教室等における支援の充実を図り、地域の中での子どもの居場所づくりや療育を推進します。また、障害のある子どもを育てる保護者への支援にも取り組みます。 60 「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」と連携した取組の推進 妊娠前から子ども・若者まで「切れ目のない支援」を一体的・総合的に進めていくため、「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」に掲げるすべての施策を着実に推進します。また、子育て中の保護者、子ども・子育て支援や若者支援に関する事業の従事者、学識経験者等で構成する「京都市はぐくみ推進審議会」において本計画の進捗状況を報告し、意見を求めるなど、両プランが連携した取組を推進していきます。

改正前	改正後
<u>一人一人のニーズに応じた教育の推進</u> 59 インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援（※） インクルーシブ教育の理念に基づき、子どもや保護者の願いと教育的ニーズに応じた就学相談を行います。また、地域の学校で学びたいという保護者の要望に応え、引き続き、対象が一人であっても、必要な小学校・中学校及び義務教育学校にはすべて育成学級を設置するとともに、普通学級において、すべての子どもたちにとってわかりやすい授業・学習環境づくりを目指すユニバーサルデザインや合理的配慮の取組の充実を図ります。また、家庭	<u>地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進</u> 61 インクルージョンの推進による地域の体制づくり 子ども一人一人の障害の状態及び発達の過程・特性に応じた合理的配慮の提供を進め、障害のある子どもが可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにし、障害の有無に関わらず、すべての子どもが共に成長できるような地域共生社会の実現を進めます。 62 子育て支援における後方支援としての支援 専門的な知識・技術に基づく障害のある子どもに対する支援を、一般的な子育て支援をバックアップする後方支援として位置づけ、保育所等訪問支援等の活用により、子育てに支援における育ちの場において、障害のある子どもの支援に協力できる環境を整備するなど、子育て支援と障害児支援が双方向から緊密に連携した支援の取組が行われるような地域の体制づくりを進めます。 <u>一人一人のニーズに応じた教育の推進</u>・・・教育に要確認 63 インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援（※） インクルーシブ教育の理念に基づき、子どもや保護者の願いと教育的ニーズに応じた就学相談を行います。また、地域の学校で学びたいという保護者の要望に応え、引き続き、対象が一人であっても、必要な小学校・中学校及び義務教育学校にはすべて育成学級を設置するとともに、普通学級において、すべての子どもたちにとってわかりやすい授業・学習環境づくりを目指すユニバーサルデザインや合理的配慮の取組の充実を図ります。また、家庭

改正前	改正後
や地域の理解を得ながら、同じ地域や同じクラスの仲間として共に学び、支え合えるような交流・共同学習をさらに推進します。 ※本市では、 障害の有無にかかわらず人々が互いに認め合い支え合うことのできる共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システムの理念に基づく「一人一人の教育的ニーズに応じた教育」を推進しています。 インクルーシブ教育システム 障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊厳等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。 60 一人一人のニーズに応じた教育の実施 自立と社会参加を目指して一人一人のニーズに応じたきめ細やかな支援を行うために、総合支援学校や育成学級、普通学級における通級指導教室をはじめとする多様な学びの場、総合育成支援員やスクールカウンセラー等の専門家及びＩＣＴ技術の活用も含めた支援体制の充実を図るとともに、就学前施設からの「就学支	や地域の理解を得ながら、同じ地域や同じクラスの仲間として共に学び、支え合えるような交流・共同学習をさらに推進します。 ※本市では、 障害の有無にかかわらず人々が互いに認め合い支え合うことのできる共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システムの理念に基づく「一人一人の教育的ニーズに応じた教育」を推進しています。 インクルーシブ教育システム 障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊厳等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。 64 一人一人のニーズに応じた教育の実施 自立と社会参加を目指して一人一人のニーズに応じたきめ細やかな支援を行うために、総合支援学校や育成学級、普通学級における通級指導教室をはじめとする多様な学びの場、総合育成支援員やスクールカウンセラー等の専門家及びＩＣＴ技術の活用も含めた支援体制の充実を図るとともに、就学前施設からの「就学支

改正前		改正後	
援シート」の活用や、「個別の指導計画」・「個別の包括支援プラン」の作成、校種間連携による引継ぎを行い、幼稚園、保育園、認定こども園等から高等学校卒業後の進路を見据えた切れ目のない支援を福祉・医療・保健等の関係機関とも連携して推進します。		援シート」の活用や、「個別の指導計画」・「個別の包括支援プラン」の作成、校種間連携による引継ぎを行い、幼稚園、保育園、認定こども園等から高等学校卒業後の進路を見据えた切れ目のない支援を福祉・医療・保健等の関係機関とも連携して推進します。	
<第2期障害児福祉計画> ○障害児支援の提供体制の整備等		<第3期障害児福祉計画> ○障害児支援の提供体制の整備等	
項 目	成果目標及び考え方	項 目	成果目標及び考え方
児童発達支援センターの設置	本市においては、既に市内に9箇所設置しており、地域支援や相談支援等の更なる機能強化に向けて質的向上を図る。	児童発達支援センターの設置	今後反映
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	本市においては、既に市内に12箇所設置しているが、利用状況が低調であるため、保育所等訪問支援を利用しやすい仕組みづくりを講じる。	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	
難聴児支援のための中核機能を果たす体制の構築	本市においては、主に難聴児の支援を行う児童発達支援センターを設置していることから、当施設を中核として必要な連携等を進める。	難聴児支援のための中核機能を果たす体制の構築	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保	本市においては、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（3箇所）、放課後等デイサービス（6箇所）を確保しており、より効果的・効率的な施策の実施について検討する。	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保	

改正前		改正後	
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等コーディネーターの配置	福祉・保健・教育等の関係機関が連携し、医療的ケア児支援に関する協議を行うとともに、医療的ケア児等コーディネーターの役割について検討を行う。	医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等コーディネーターの配置	福祉・保健・教育等の関係機関が連携し、 今後反映 を行う。

放課後の過ごし方等に関する調査

【総合支援学校用】

保護者の皆様

調査へのご協力のお願い

日頃より市政の推進について温かいご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび京都市では、放課後児童施策等をさらに推進していくため、総合支援学校に通う児童・生徒の保護者を対象に、アンケート調査を実施することとなりました。

回答は、以下二次元コードを読み取りのうえご入力いただくか、同封の用紙にご記入ください。

この調査は、お子さまの放課後の過ごし方の状況や放課後に利用されている事業等へのご意見等をお聞かせいただき、今後の京都市の放課後施策の充実に向けた基礎資料とするために行う、非常に重要なものです。

なお、無記名でご回答いただきますので、どなたのご回答かはわからないようになっています。

また、回答された内容はすべて統計的に処理され、目的外に使用することはございません。

大変お忙しいとは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

<注意事項>

今回お配りしたアンケート以外に、別のアンケートが郵送される可能性がございます。

その場合、今回お配りしたアンケートのみご回答いただき、郵送されたアンケートは廃棄をお願いいたします。

令和5年●月

京都市長 門川大作

回答にあたってのお願い

1. このアンケートは、保護者の方がお子さまに聞きながらご回答ください。
2. 注意書きがある場合を除き、この調査票を持ち帰ったお子さまについてご回答ください。
3. 設問により、回答数が異なります。
4. 設問により、回答いただく方が限られています。
5. 「その他」をお選びいただいた場合は、（ ）内に具体的な内容をご回答ください。
6. アンケートの締切日は、「令和5年●月●日」となっております。
7. 同封の用紙で回答された場合は、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずにポストにご投函ください。
8. アンケート結果は、令和6年4月以降に、市ホームページにおいて公表する予定です。

二次元コード

【問合せ先・返送先】

委託先事業者名

お子さまとご家族の状況について

問 1 お子さまが通っている学校名と区分をご回答ください。(○は1つ)

() 総合支援学校 (1. 小学部 2. 中学部 3. 高等部)

問 2 お子さまと同居しているご家族についてご回答ください(続柄はお子さまからみた関係)。
(複数回答可) ※「5～8」については人数もご回答ください。

1. 父	2. 母	3. 祖父	4. 祖母
5. 兄 () 人	6. 姉 () 人	7. 弟 () 人	8. 妹 () 人
9. その他 ()			

問 3 現在のお住まいの区をご回答ください。

() 区

問 4 (1) 保護者(父)の方の就労状況についてご回答ください。(複数回答可)

1. 常勤(フルタイム)で就労している	2. パートで就労している	3. 就労していない
4. 就労したいができない	5. その他 ()	

問 4 (2) 保護者(母)の方の就労状況についてご回答ください。(複数回答可)

1. 常勤(フルタイム)で就労している	2. パートで就労している	3. 就労していない
4. 就労したいができない	5. その他 ()	

問 5 お子さまの医療的ケアの有無についてご回答ください。(複数回答可)

1. 医療的なケアは受けていない		
2. 人工呼吸器管理	3. 酸素療法	4. 気管切開部の管理
5. 鼻咽頭エアウェイ	6. 吸引	7. ネブライザー管理
8. 経管栄養(胃ろう)	9. 経管栄養(腸ろう)	10. 経管栄養(経鼻)
11. 中心静脈カテーテルの管理	12. 皮下注射	13. 血糖測定
14. 導尿	15. 排便管理	16. 痙攣時の処理
17. その他 ()		

問6 お子さまは、平日の1週間、放課後の時間をどのように過ごしていますか。

(○はそれぞれ1つずつ)

項目	毎日	4日	2～3日	1日のみ	利用していない
①自宅	1	2	3	4	5
②公園等の屋外	1	2	3	4	5
③(お子さまの)友人宅	1	2	3	4	5
④祖父母宅や保護者の友人・知人宅	1	2	3	4	5
⑤学校内の部活動、校庭開放	1	2	3	4	5
⑥学習塾	1	2	3	4	5
⑦習い事	1	2	3	4	5
⑧京都市の学童クラブ事業(※)	1	2	3	4	5
⑨京都市の放課後まなび教室	1	2	3	4	5
⑩児童館(学童クラブ事業以外)	1	2	3	4	5
⑪ファミリーサポート事業	1	2	3	4	5
⑫民間の学童保育	1	2	3	4	5
⑬放課後等デイサービス	1	2	3	4	5
⑭移動支援	1	2	3	4	5
⑮通院	1	2	3	4	5
⑯その他()	1	2	3	4	
⑰その他()	1	2	3	4	

(※) 学童クラブ事業に、放課後ほっと広場の学童クラブ機能(ゆうゆうクラブ)を含みます。

問7 主に休日はどのように過ごしていますか。(複数回答可)

1. 自宅	2. 公園等の屋外	3. (お子さまの)友人宅
4. 祖父母宅や保護者の友人・知人宅	5. 学校内の部活動、校庭開放	
6. 学習塾	7. 習い事	8. 京都市の学童クラブ事業
9. 京都市の放課後まなび教室	10. 児童館(学童クラブ事業以外)	
11. 企業や団体等が運営している民間の学童保育		
12. ファミリーサポート事業	13. 放課後等デイサービス	
14. 移動支援	15. 通院	
16. その他()		

	土曜日	日曜日
選択肢		

《お子さまを習い事や塾に通わせている方にうかがいます。》

問8 習い事や塾に通わせている理由をご回答ください。(○は2つまで)

1. 学習習慣を身に付ける、学力向上のため
2. 運動能力向上、体力づくりのため
3. 豊かな感性や技術等を身に付けさせるため
4. 様々な経験をさせるため
5. お子さまの人間関係を広げるため
6. 保護者が就労している時間の居場所確保のため
7. お子さまが希望したため

8. その他 ()

放課後等デイサービスについて

《放課後等デイサービスを利用している方は問9 (1)、(2)、(3)を、利用していない方は問9 (4)をご回答ください。》

問9 (1) 現在通っている事業所を選んだ理由をご回答ください。(○は3つまで)

1. 家から近く、通いやすい
2. 営業時間や営業日（土日の営業）等、利用時間の希望に合っている
3. 事業所が送迎を行ってくれる
4. 事業所の設備（面積、器具、教材等）が充実している
5. 事業所の雰囲気（内装、照明、音響等）が子どもに合っている
6. 職員体制（職員数・専門職の配置等）が充実している
7. 医療的ケアに対応可能な職員（看護師や喀痰吸引のできるスタッフ等）がいる
8. 重症心身障害児に対する受入れの体制が整っている
9. 事業所の理念や療育の提供内容が子どもに合っている
10. 職員による保護者対応や情報提供が丁寧であり、安心感がある
11. 通っている子どもの年齢層がちょうど良かった
12. 知り合いからの口コミ（事業所の評判が良かった）
13. 他に通える事業所がなかった
14. 何となく／わからない
15. その他 ()

問9 (2) 放課後等デイサービスを利用するうえで、求める要素についてご回答ください。

(○はそれぞれ1つずつ)

	とても あてはまる	やや あてはまる	どちらとも いえない	あまり あてはま らない	全く あてはま らない
日常生活を営む上で必要な心身の動作を身につけることができる	1	2	3	4	5
体を動かし、身体機能全般を向上させることができる	1	2	3	4	5
社会性やコミュニケーションスキルを身につけることができる	1	2	3	4	5
音楽・芸術等に触れ、感性や情緒の発達を促すことができる	1	2	3	4	5
学習教材や宿題等、日々の家庭学習を支援してくれる	1	2	3	4	5
本人の趣味・関心に合わせて自由に過ごす時間を提供してくれる	1	2	3	4	5

滞在することでリラックスすることができる	1	2	3	4	5
卒業後に向けて、就労に向けた心構えやスキルを身につけることができる	1	2	3	4	5
学校や地域等、集団生活を過ごすために必要な訓練や支援をしてくれる	1	2	3	4	5
保護者からの相談等に丁寧に対応してくれる	1	2	3	4	5
保護者の就労・負担軽減等のため、必要な時間に預かってくれる	1	2	3	4	5

問 9 (3) 放課後等デイサービスの今後の利用意向についてご回答ください。(○は1つ)

1. 今のまま利用を続けたい
2. 利用日数を増やしたい(週 日程度)
3. 利用日数を減らしたい(週 日程度)
4. いずれは利用を終了したい

《放課後等デイサービスを利用していない方にうかがいます。》

問 9 (4) 放課後等デイサービスの利用希望はありますか。(○は1つ)

1. 利用希望がある ⇒問 10(5)
2. 利用希望はない

《問 9 (4)で「1. 利用希望がある」と回答された方にうかがいます。》

問 9 (5) 現在放課後等デイサービスを利用していない理由についてご回答ください。

(複数回答可)

1. 家の近くに放課後等デイサービスがないため
2. 営業時間や営業日(土日営業)等、利用時間の希望に合った放課後等デイサービスがないため
3. 希望に合った質の高い療育を提供している放課後等デイサービスがないため
4. 希望に合った放課後等デイサービスが満員で入れないため
5. 子どもの医療的ケアに対応可能な放課後等デイサービスがないため
6. 子どもの障害等が重く、受入可能な放課後等デイサービスがないため
7. 以前は放課後等デイサービスを利用していたが、利用の継続が困難となったため
(理由:)
8. その他 ()

アンケートはこれで終わりです。ご協力ありがとうございました!

放課後の過ごし方等に関する調査 【小学校用】 ※中学校用も別途作成予定

保護者の皆様

調査へのご協力をお願い

日頃より市政の推進について温かいご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび京都市では、放課後児童施策等をさらに推進していくため、市内の小学1年生、4年生、6年生の児童の保護者を対象に、アンケート調査を実施することとなりました。

回答は、以下二次元コードを読み取りのうえご入力いただくか、同封の用紙にご記入ください。

この調査は、お子さまの放課後の過ごし方の状況や放課後に利用されている事業へのご意見等をお聞かせいただき、今後の京都市の放課後児童施策の充実に向けた基礎資料とするために行う、非常に重要なものです。

なお、無記名でご回答いただきますので、どなたのご回答かはわからないようになっています。

また、回答された内容はすべて統計的に処理され、目的外に使用することはありません。

大変お忙しいとは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

令和5年●月

京都市長 門川大作

回答にあたってのお願い

1. このアンケートは、保護者の方がお子さまに聞きながらご回答ください。
2. 注意書きがある場合を除き、封筒の宛名のお子さまについてご回答ください。
3. 設問により、回答数が異なります。
4. 設問により、回答いただく方が限られています。
5. 「その他」をお選びいただいた場合は、（ ）内に具体的な内容をご回答ください。
6. アンケートの締切日は、「令和5年●月●日」となっております。
7. 同封の用紙で回答された場合は、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずにポストにご投函ください。
8. アンケート結果は、令和6年4月以降に、市ホームページにおいて公表する予定です。

二次元コード

【問合せ先・返送先】

委託先事業者名

※このアンケート調査票を持ち帰ったお子さまについてご回答ください。

お子さまとご家族の状況について

問 1 お子さまが通っている学校名及び学年をご回答ください。

() 小学校 () 年生

問 2 お子さまと同居しているご家族についてご回答ください。(続柄はお子さまからみた関係)
(複数回答可) ※「5～8」については人数もご回答ください。

- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1. 父 | 2. 母 | 3. 祖父 | 4. 祖母 |
| 5. 兄 () 人 | 6. 姉 () 人 | 7. 弟 () 人 | 8. 妹 () 人 |
| 9. その他 () | | | |

問 3 お子さまの放課後、どなたか家にいらっしゃいますか。(最も多い番号に○を1つ)

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. 父、母のどちらかは家にいる | 2. 祖父母のどちらかは家にいる |
| 3. 誰もいない | 4. その他 () |

問 4 保護者(父)の方の就労状況についてお聞きします。(複数回答可)

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1. 常勤(フルタイム)で就労している | 2. パートで就労している(週 日勤務) |
| 3. 就労していない | 4. 就労したいができない |
| 5. その他 () | |

問 5 保護者(母)の方の就労状況についてお聞きします。(複数回答可)

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1. 常勤(フルタイム)で就労している | 2. パートで就労している(週 日勤務) |
| 3. 就労していない | 4. 就労したいができない |
| 5. その他 () | |

問 6 (1) お子さまは、平日の1週間、放課後をどのような場所で過ごしていますか。
(○はそれぞれ1つずつ)

項目	毎日	4日	2～3日	1日のみ	利用して いない
①自宅	1	2	3	4	5
②公園等の屋外	1	2	3	4	5
③(お子さまの)友人宅	1	2	3	4	5
④祖父母宅や保護者の友人・知人宅	1	2	3	4	5
⑤学校内の部活動、校庭開放	1	2	3	4	5
⑥学習塾	1	2	3	4	5
⑦習い事	1	2	3	4	5
⑧京都市の学童クラブ事業(※)	1	2	3	4	5
⑨京都市の放課後まなび教室	1	2	3	4	5
⑩児童館(学童クラブ事業以外)	1	2	3	4	5
⑪ファミリーサポート事業	1	2	3	4	5
⑫民間の学童保育	1	2	3	4	5
⑬放課後等デイサービス	1	2	3	4	5
⑭その他()	1	2	3	4	
⑮その他()	1	2	3	4	

(※) 学童クラブ事業に、放課後ほっと広場の学童クラブ機能（ゆうゆうクラブ）を含みます。

《問 6 (1) の①②で「1～4」を選んだ方にうかがいます。》

問 6 (2) それぞれどなたと過ごすことが多いですか。(複数回答可)

① 自宅	1. 父 4. 祖母 7. 友人	2. 母 5. 兄、姉 8. 一人	3. 祖父 6. 弟、妹 9. その他 ()
② 公園等の屋外	1. 父 4. 祖母 7. 友人	2. 母 5. 兄、姉 8. 一人	3. 祖父 6. 弟、妹 9. その他 ()

問 7 休日は主にどのように過ごしていますか。(複数回答可)

1. 自宅	2. 公園等の屋外	3. (お子さまの) 友人宅
4. 祖父母宅や保護者の友人・知人宅	5. 学校内の部活動、校庭開放	
6. 学習塾	7. 習い事	8. 京都市の学童クラブ事業
9. 京都市の放課後まなび教室	10. 児童館 (学童クラブ事業以外)	
11. 企業や団体等が運営している民間の学童保育		
12. ファミリーサポート事業	13. 放課後等デイサービス	
14. その他 ()		

	土曜日	日曜日
選択肢		

《お子さまを習い事や塾に通わせている方にうかがいます。》

問 8 学習塾や習い事に通わせている理由をご回答ください。(〇は2つまで)

1. 学習習慣を身に付ける、学力向上のため	2. 運動能力向上、体力づくりのため
3. 豊かな感性や技術等を身に付けさせるため	4. 様々な経験をさせるため
5. お子さまの人間関係を広げるため	6. 保護者が就労している時間の居場所確保のため
7. お子さまが希望したため	8. その他 ()

京都市の学童クラブ事業について

《学童クラブを利用している方は問 9 (1)、利用していない方は問 9 (2) をご回答ください。》

問 9 (1) 利用している京都市の学童クラブ事業に対する要望をお聞かせください。(〇は2つまで)

1. 小学校内・学校近くでの実施	2. 預かり時間の延長
3. 活動内容の充実	4. 安全対策や衛生対策の充実
5. 職員体制の充実	6. 障害のある子どもの受入れ体制の充実
7. 保護者への情報提供や対応	8. 特に要望はない／わからない
9. その他 ()	

問 9 (2) 京都市の学童クラブ事業を利用していない理由をご回答ください。(〇は2つまで)

1. 実施場所が遠い (学校内でない等)	2. 利用したい時間帯が合わない
3. 設備が不十分だと感じる	4. 活動内容が不十分だと感じる
5. 安全上の不安がある	6. 障害のある子どもの支援に不安がある

放課後等デイサービスについて

《放課後等デイサービスを利用している方にうかがいます。》

問 12(1) 現在通っている事業所を選んだ理由をご回答ください。(〇は3つまで)

1. 家から近く、通いやすい
2. 営業時間や営業日（土日の営業）等、利用時間の希望に合っている
3. 事業所が送迎を行ってくれる
4. 事業所の設備（面積、器具、教材等）が充実している
5. 事業所の雰囲気（内装、照明、音響等）が子どもに合っている
6. 職員体制（職員数・専門職の配置等）が充実している
7. 医療的ケアに対応可能な職員（看護師や喀痰吸引のできるスタッフ等）がいる
8. 重症心身障害児に対する受入れの体制が整っている
9. 事業所の理念や療育の提供内容が子どもに合っている
10. 職員による保護者対応や情報提供が丁寧であり、安心感がある
11. 通っている子どもの年齢層がちょうど良かった
12. 知り合いからの口コミ（事業所の評判が良かった）
13. 他に通える事業所がなかった
14. 何となく／わからない
15. その他（ ）

問 12(2) 放課後等デイサービスを利用するうえで、求める要素についてご回答ください。
(〇はそれぞれ1つずつ)

	とても あてはまる	やや あてはまる	どちらとも いえない	あまり あてはま らない	全く あてはま らない
日常生活を営む上で必要な心身の動作を身につけることができる	1	2	3	4	5
体を動かし、身体機能全般を向上させることができる	1	2	3	4	5
社会性やコミュニケーションスキルを身につけることができる	1	2	3	4	5
音楽・芸術等に触れ、感性や情緒の発達を促すことができる	1	2	3	4	5
学習教材や宿題等、日々の家庭学習を支援してくれる	1	2	3	4	5
本人の趣味・関心に合わせて自由に過ごす時間を提供してくれる	1	2	3	4	5
滞在することでリラックスすることができる	1	2	3	4	5
卒業後に向けて、就労に向けた心構えやスキルを身につけることができる	1	2	3	4	5
学校や地域等、集団生活を過ごすために必要な訓練や支援をしてくれる	1	2	3	4	5
保護者からの相談等に丁寧に対応してくれる	1	2	3	4	5

保護者の就労・負担軽減等のため、 必要な時間に預かってくれる	1	2	3	4	5
-----------------------------------	---	---	---	---	---

問 12(3) 放課後等デイサービスの今後の利用意向についてご回答ください。(○は1つ)

1. 今のまま利用を続けたい
2. 利用日数を増やしたい(週 日程度)
3. 利用日数を減らしたい(週 日程度)
4. いずれは利用を終了したい

《放課後等デイサービスを利用していない方にうかがいます。》

問 12(4) 放課後等デイサービスの利用希望はありますか。(○は1つ)

1. 利用希望がある ⇒問 12(5)
2. 利用希望はない

《問 12(4)で「1. 利用希望がある」と回答された方にうかがいます。》

問 12(5) 現在放課後等デイサービスを利用していない理由についてご回答ください。
(複数回答可)

1. 家の近くに放課後等デイサービスがないため
2. 営業時間や営業日(土日営業)等、利用時間の希望に合った放課後等デイサービスがないため
3. 希望に合った質の高い療育を提供している放課後等デイサービスがないため
4. 希望に合った放課後等デイサービスが満員で入れないため
5. 子どもの医療的ケアに対応可能な放課後等デイサービスがないため
6. 子どもの障害等が重く、受入可能な放課後等デイサービスがないため
7. 以前は放課後等デイサービスを利用していたが、利用の継続が困難となったため
(理由:)
8. その他 ()

アンケートはこれで終わりです。ご協力ありがとうございました！